佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年6月11日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第20号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号)の一部 を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

		改正前		改正後				
別表(第1条、	第2条関係	<u>(</u>)		別	表(第1条、	1条、第2条関係)		
地方公共 団体名	機関 職員		職員		地方公共 団体名	一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一		職員
略					略			
多久市	本庁	略			多久市	本庁	略	
		市長部局(会計課を 含む。) 略	課長 総務課長補 佐 <u>(人事、職員団</u> 体担当に限る。) 秘書係長 人事 係長				市長部局(会計課 を含む。) 略	課長 <u>総務課参事</u> 総務課長補佐 秘書係長 人事係 長
	出先機関	略 義務教育学校	校長 副校長 教 頭 事務長 (学校 運営支援室長の職 にある者に限る。)			出先機関	略 義務教育学校	校長 副校長 教 頭 <u>統括事務長</u> (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。) 事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に

		改正前				改正後	
							限る。)
武雄市	本庁	議会事務局	事務局長	武雄市	本庁	議会事務局	事務局長 <u>次長</u>
		市長部局(会計課を	部長 課長 所長			市長部局(会計課	部長 理事 課長
		含む。)	秘書係長 人事			を含む。)	所長 <u>参事室</u>
			係長 職員団体担				長 秘書係長 人
			当の事務吏員(総				事係長 職員団体
			務課)				担当の事務吏員
							(総務課)
		教育委員会事務局	部長 課長			教育委員会事務局	部長 <u>理事</u> 課長 参事 室長
		選挙管理委員会事	事務局長			選挙管理委員会事	事務局長 次長
		務局				務局	
		略				略	
	出先機関	略			出先機関	略	
		小学校	校長 副校長 教			小学校	校長 副校長 教
			頭 事務長(学校				頭 統括事務長
			運営支援室長の職				(学校運営支援室
			にある者に限る。)				長の職にある者に
							限る。)事務長
							(学校運営支援室
							長の職にある者に
		1 3/411				-1- N/C 1-4-	限る。)
		中学校	校長 副校長 教			中学校	校長副校長教
			頭 事務長(学校				頭 統括事務長 学校運営支援室
			運営支援室長の職にある者に限る。)				<u>(字校連宮又接室</u> 長の職にある者に
			にめる有に限る。/				<u>民の職にある有に</u> <u>限る。)</u> 事務長
	I			1	1		以る。) 事物区

		 改正前				 改正後	
							(学校運営支援室 長の職にある者に 限る。)
鹿島市	本庁	略 市長部局(会計課を 含む。) 略	部長 課長 総務 課課長補佐 (職員 担当に限る。) <u>秘</u> <u>書広報係長</u> 職員 係長	鹿島市	本庁	略 市長部局(会計課 を含む。) 略	部長 課長 総務 課課長補佐 (職員 担当に限る。) <u>秘</u> 書係長 職員係長
	出先機関	小学校	校長 副校長 教 頭 事務長 (学校 運営支援室長の職 にある者に限る。)		出先機関	小学校	校長 副校長 教 頭 <u>統括事務長</u> <u>(学校運営支援室</u> <u>長の職にある者に</u> 限る。) 事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。)
		中学校	校長 副校長 教 頭 事務長 (学校 運営支援室長の職 にある者に限る。)			中学校	校長 副校長 教 頭 <u>統括事務長</u> (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。) 事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。)

		改正前				改正後	
小城市	本庁	議会事務局	事務局長	小城市	本庁	議会事務局	事務局長 <u>次長</u>
		市長部局(会計局を含む。)	部長 課長 総務 課副課長(人事、			市長部局(会計局を含む。)	部長 課長 総務 課副課長(人事、
			職員団体担当に限				職員団体担当に限
			る。) 庶務文書係				る。) 庶務文書係
			長人事給与係長				長人事給与係長
			秘書広報係長				秘書広報係長 衛生管理係長
		略				路	用工日生小区
	出先機関	略			出先機関	略	
		小学校	校長 副校長 教			小学校	校長 副校長 教
			頭事務長(学校				頭然括事務長
			運営支援室長の職 にある者に限る。)				<u>(学校運営支援室</u> 長の職にある者に
			(この) 3日(こ) (こ) (こ) (こ) (こ) (こ) (こ) (こ) (こ) (こ)				限る。)事務長
							(学校運営支援室
							長の職にある者に
		-L- 324 L-L-					限る。)
		中学校	校長 副校長 教 頭 事務長(学校			中学校	校長 副校長 教 頭 統括事務長
			運営支援室長の職				颂 <u> </u>
			にある者に限る。)				長の職にある者に
							限る。) 事務長
							(学校運営支援室
							長の職にある者に限る。)
嬉野市	本庁	略		嬉野市	本庁	略	PX (2)。/

	改正前				改正後	
	市長部局(会計課を 含む。) 略	部長 課長 総 務・防災課副課長 (人事、職員団体 担当に限る。) 総 務・防災課主任(人 事、職員団体担当 に限る。)			市長部局(会計課 を含む。) 略	部長 課長 <u>統括</u> 保健師 総務・防 災課副課長(人事、 職員団体担当に限 る。) 総務・防災 課主任(人事、職 員団体担当に限
出先機関	略 小学校	校長 教頭 事務 長(学校運営支援 室長の職にある者 に限る。)		出先機関	略小学校	校長 教頭 <u>統括</u> 事務長(学校運営 支援室長の職にある者に限る。) 事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)
	中学校	校長 教頭 事務 長 (学校運営支援 室長の職にある者 に限る。)			中学校	校長 教頭 <u>統括</u> 事務長(学校運営 支援室長の職にあ る者に限る。)事 務長(学校運営支 援室長の職にある 者に限る。)
神埼市 本庁	略 市長部局(会計課を 含む。)	部長 理事 課長 室長 総務課副	神埼市	本庁	略 市長部局(会計課 を含む。)	部長 理事 課長 総務課参事 室

		改正前				改正後	
吉野ヶ里町	略出先機関	略小学校中学校	課長 人事係長 私書広報係長 教頭 夢務 長 学校 電 と で を で で で で で で で で で で で で で で で で で	吉野ヶ里町	略出先機関	略小学校中学校	長 総務課 副課長
略				略			者に限る。)
みやき町	略			みやき町	略		
~ \ \ C H)	出先機関	略		~ \ \ C = 1	出先機関	略	
	山兀饿渕	º	校長教頭事務		山兀隊隊	小学校	校長 教頭 統括
		1,1,1X	長(学校運営支援			(1,4,1)	事務長(学校運営

		改正前				改正後	
			室長の職にある者に限る。)				支援室長の職にある者に限る。) 事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)
		中学校	校長 教頭 事務 長 (学校運営支援 室長の職にある者 に限る。)			中学校	校長 教頭 <u>統括</u> 事務長(学校運営 支援室長の職にあ る者に限る。)事 務長(学校運営支 援室長の職にある 者に限る。)
略			•	略			
玄海町	本庁	略		玄海町	本庁	略	
		町長部局(会計室を 含む。)	課長 総務課係長 (総務担当に限 る。)			町長部局(会計室 を含む。)	課長 <u>新型コロナ</u> ウイルスワクチン 接種対策室長 総 務課係長(総務担 当に限る。)
		略				略	
	略	T .			略	T .	
有田町 	本庁	略 町長部局(会計課を 含む。)	課長 総務課副課 長 総務課主査 (人事、給与担当 に限る。)	有田町	本庁	略 町長部局(会計課 を含む。)	課長 <u>総務課参事</u> 総務課副課長 総務課主査(人事、 給与担当に限る。)

	改正前				改正後					
		略					略			
	略					略				
大町町	略				大町町	略				
	出先機関	義務教育学校	校長頭	副校長教		出先機関	義務教育学校	校長 副校長 教 頭 <u>統括事務長</u> (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。) 事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。)		
江北町	本庁	略			江北町	本庁	略	•		
		町長部局	課長	会計室長			町長部局	課長 会計室長 総務政策課課長代 理 行政係長		
	略	H.L.				略				
略					略	門可				
三神地区環境事務組合					三神地区 環境事務 組合 <u>天山地区</u> 共同斎場 組合	略 執行機関	<u>場長</u>			

附則

この規則は、公布の日から施行する。